

# 大阪府立藤井寺高等学校PTA規約

## 第1条 名称及び事務所

本会は大阪府立藤井寺高等学校PTAと称する。

本会の事務所は（藤井寺市津堂3-516）大阪府立藤井寺高等学校内におく。

## 第2条 目的

本校教育の振興をはかり、あわせて会員相互の親睦をはかる。

上記の目的を達成するための民主団体であり、他のいかなる団体の支配、干渉も受けず、また学校管理や教員の人事にも干渉しない。

## 第3条 会員と役員等

1 会員は本校在籍の生徒の保護者と本校教職員をもって構成する。

2 本会は以下の役員をおく。

会長	1名	会計	1名
----	----	----	----

副会長	3名	書記	1名
-----	----	----	----

3 役員の仕事

会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の仕事を代行する。

会計は本会の会計事務を行う。

書記は本会の記録と掲示、通知をなす。

4 役員及び各委員会の委員長・副委員長、会計監査の任期と選出

役員および各委員会の委員長・副委員長、会計監査の任期は当該年度の1年間とする。ただし重任を防げない。選出は前年度の実行委員会からの推薦と会員の了解によるものとする。

5 実行委員会

実行委員会は役員及び各委員会の委員長、副委員長をもって構成する。

実行委員会は会長の諮問にこたえ、本会の会務と事業の企画、立案、実施にあたる。

6 会計監査

会計監査は本会会計の執行、記録、決算の監査にあたる。

7 会議

会議は役員会、実行委員会、各委員会とする。

学校代表及び会計監査は、必要に応じてこの会議に出席することができる。

9 顧問

顧問若干名をおくことができる。

顧問は会長が委嘱する。

## 第4条 会計

本会の経費は会費をもってあてる。

会費は生徒・教職員一人当たり、年間3,900円とする。会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第5条 活動についての報告、審議、承認

(1) 以下の内容すべてについてWeb等で全会員に公開し、意見を集約する。

- イ 前年度の会計決算、報告、承認
- ロ 新役員の選出
- ハ 新年度の予算審議、承認
- ニ 新年度の運営方針の審議、承認
- ホ 行事予定
- ヘ その他

(2) 臨時総会 必要となったとき会長が招集する。

## 第6条 慶弔規定

慶弔規定は、実行委員会においてこれを定める。

## 第7条 会則改正

本会会則は実行委員会による提案と会員の了解によって改正することができる。

補則 昭和49年 4月20日、本会設立総会において制定。

第4条 平成 2年 5月12日 一部改正（平成 3年 4月 1日より適用）

附則 平成14年 5月24日 一部改正（平成14年 4月 1日より適用）

第6条 平成16年 5月28日 一部改正（平成16年 4月 1日より適用）

第4条 平成29年 5月27日 一部改正（平成30年 4月 1日より適用）

第1条 令和 元年 5月18日 一部改正（平成31年 4月 1日より適用）

第3条 令和 元年 5月18日 一部改正（平成31年 4月 1日より適用）

第5条 令和 元年 5月18日 一部改正（平成31年 4月 1日より適用）

第3、5、7条 令和 5年 3月1日 一部改正（令和 5年 4月 1日より適用）